

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和8年9月24日

秋田市長 沼 谷 純

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画公園	2・2・4号	からみ田街区公園
秋田都市計画公園	2・2・33号	柳原新田第1街区公園
秋田都市計画公園	2・2・36号	牛島第2街区公園
秋田都市計画公園	2・2・37号	牛島第3街区公園
秋田都市計画公園	2・2・41号	新屋丸岡第1街区公園
秋田都市計画公園	2・2・45号	新屋下夕野街区公園
秋田都市計画公園	2・3・47号	栗田神社街区公園
秋田都市計画公園	2・2・48号	新屋三ツ小屋街区公園
秋田都市計画公園	2・2・49号	新屋勝平山街区公園
秋田都市計画公園	2・2・50号	新屋割山街区公園
秋田都市計画公園	2・2・114号	牛島西二丁目第3街区公園
秋田都市計画公園	2・2・115号	牛島東五丁目街区公園
秋田都市計画公園	2・3・118号	桜街区公園
秋田都市計画公園	2・2・196号	卸町第1街区公園
秋田都市計画公園	2・2・199号	新屋西第3街区公園
秋田都市計画公園	3・3・1号	檜山明田近隣公園

秋田都市計画公園	3・3・2号	牛島運動公園
秋田都市計画公園	3・3・3号	新屋丸岡第2近隣公園
秋田都市計画公園	3・3・4号	日吉神社近隣公園
秋田都市計画公園	3・3・6号	新屋割山近隣公園
秋田都市計画公園	3・3・15号	秋田駅東近隣公園
秋田都市計画公園	3・3・16号	広面近隣公園

2 位置および区域

秋田市手形からみでん、卸町二丁目、牛島西一丁目、新屋比内町、新屋扇町、新屋栗田町、新屋寿町、新屋船場町、牛島西二丁目、牛島東五丁目、横森二丁目、卸町四丁目、新屋日吉町、浜田字後谷地、東通明田、牛島東一丁目、新屋割山町、広面字屋敷田、広面字碓、下北手桜字宮ヶ沢および広面字広面地内

3 縦覧期間

令和8年9月24日から同年10月8日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課